

# 外国人エイズ電話相談事業実施要領

## 1 目 的

外国人のH I V感染に関する不安の解消と、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図るため、外国人に対するエイズ電話相談事業を実施し、もってエイズのまん延防止及び偏見・差別の解消に資する。

## 2 名 称 外国人エイズ電話相談事業

## 3 委 託 先 特定非営利活動法人 チャーム 及び 大阪市北区菅栄町10番19号 実施場所 電話：06-6354-5901

## 4 実施日時 毎週火・水・木曜日 受付時間 午後4時から8時まで ただし、年末年始（12月28日から1月4日まで）を除く。

## 5 事業内容 大阪府及び大阪市は、次の曜日ごとに記載の外国語による外国人に対するエイズ電話（LINE含む）相談業務を特定非営利活動法人チャームに委託する。

なお、経費については、大阪府及び大阪市が等分して負担する。

火曜日・・・英語、スペイン語、ポルトガル語

水曜日・・・中国語

木曜日・・・英語

## 6 対 象 者 相談を希望する外国人

## 7 事業報告 毎月、「事業報告書」を作成し、翌月の7日までに大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課及び大阪市保健所感染症対策課に報告する。